

オンライン資格確認等システムによる特定健診情報の提供について

令和3年10月から、オンライン資格確認等システムを利用した保険者間の特定健診に係る情報照会及び提供が開始されました。これに伴い、当健保組合に加入前の保険者において実施された特定健診情報を、当健保組合が取得することができるようになります。

オンライン資格確認等システムを用いる場合に限り、加入者の同意なく特定健診情報の取得が可能とされていますが、保険者間での特定健診情報の引き継ぎを希望しない場合は「不同意申請書」の提出をお願いいたします。

①提供されない具体的な情報項目について

特定健診情報には以下の項目があり、本申請によりその全てが旧保険者から当健保組合に提供されません。

- ・特定健診受診年月日
- ・特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

②不同意による効果と留意事項について

- ・本申請をもって当健保組合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当健保組合にて加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。
- ・今後当健保組合から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健診情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る申請書を再度提出する必要があります。
- ・本申請は40歳以上の加入者が対象となります。